

平成31年度税制改正について

昨年12月21日、「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

先月のCBCA NEWSでは、本改正のうち自動車税をはじめとする車体課税等の見直しについてお伝えしました。今回は、全体を通じた税制改正の主なものについてお伝えします。

◆ 個人所得課税

○ 住宅ローン控除の拡充（適用期間：2019年10月1日～2020年12月31日）

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長する。
(現行10年→13年)
- 10年間は現行通り、毎年住宅ローン残高の1%を控除
- 11～13年目は、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除を新設

[一般の住宅の場合]

以下のいずれか少ない金額を上限

(イ)住宅ローンの年末残高(上限4,000万円)×1%

(ロ)住宅の取得金額(税別:上限4,000万円)×2%÷3

(解説)消費税増税直後の適用期間に住宅を購入した場合に、住宅ローン減税が拡充されます。

新設の11～13年目の控除により、住宅購入時の消費税増税分(2%)の負担が軽減されます。

4,000万円以下の住宅を購入し、11～13年目の住宅ローン残高が購入金額の3分の2以上である場合は、消費税増税分(2%)と同額が3年間掛けて控除されることとなります。

消費税増税直後の消費の落ち込みを回避しようとする景気対策のひとつです。

○ ひとり親支援

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。(2021年度分より)

(解説)今までも死別による寡婦(夫)に対する住民税の非課税制度はありましたが、今回の改正で死別でないシングルマザー等も住民税の非課税制度の対象となります。所得金額に加えて事実婚状態でないことが要件です。

○ ふるさと納税制度の見直し

- ふるさと納税(特例控除)において都道府県等で返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たすこと(2019年6月1日以後に支出された寄附金について)
 - (イ)返礼品の返礼割合を3割以下とする
 - (ロ)返礼品を地場産品とする

(解説)CBCA NEWS Vol.59「ふるさと納税制度の見直し論について」でも取り上げた、ふるさと納税制度の見直しが法制度上改正されることとなりました。適合する返礼品の要件は、総務大臣が以前から示していた内容と同じものになりました。

なお、大阪府泉佐野市が打ち出した「100億円還元 閉店キャンペーン」は、返礼品に加えてAmazonギフト券をプレゼントするという企画ですが、制度改正前の寄附の駆け込みを狙ったものと思われます。

◆ 資産課税

○個人事業者の事業承継税制の創設(2019年1月1日から2028年12月31日まで)

- 青色申告をしている個人事業主向けの10年限定の事業承継制度を新設する。
- 2024年3月までに都道府県あてに承継計画を提出すれば、以下の個人事業用資産の承継において、贈与税や相続税を全額猶予。(その後の要件を満たせば税額を免除。)
 - － 土地は400㎡まで(不動産賃貸業は対象外)
 - － 建物は床面積800㎡まで
 - － 青色申告の貸借対照表に計上されている機械や車両等(固定資産税や自動車税等の課税対象分)

◆ 消費課税

○ 車体課税の見直し(2019年10月1日より)

- 車を所有する人が毎年課税される「自動車税」を、排気量に応じて4,500円から1,000円の範囲で恒久的に引き下げ。(※660cc以下の軽自動車に対する「軽自動車税」は据え置き)
- 消費税の増税に合わせ、自動車取得税(自動車取得価格の3%)を廃止し、替わって環境性能割を導入。環境性能割は、自動車取得税と同様に、自動車の取得時に課税され、税率は自動車の環境性能により異なる。

(以上について詳しくは CBCA NEWS Vol.62「自動車税等の見直しについて」を参照ください。)

今回の税制改正は、10月の消費税増税を控え、全体として小幅な改正に留めたものとなりました。内容としても、消費税増税の影響を大きく受ける可能性がある住宅や自動車への課税軽減を図るなど、増税による景気への影響を軽減したい政府の狙いが表れています。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先